

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青山熊谷線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>熊谷市高本字滝ノ宮六九一番一地从先から 同市中曾根字北町二〇一八番地先まで</p>	<p>熊谷市青山字賢木岡西一四五番一地从先から 同市中曾根字北町二〇一八番地先まで</p>		区 間
<p>一五・〇〇ㄱ 七〇・七五</p>	<p>四・七九ㄱ 三二・五〇</p>		敷地の幅員 (メートル)
<p>一, 七二六・八〇</p>	<p>四, 一三二・四〇</p>		延 長 (メートル)
	<p>新旧 A の一部は熊谷市に引き継ぐ予定。</p>		備 考